

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>久喜市佐間字西二二五番一地先から 同市佐間字西二二七番二地先まで</p>	<p>久喜市佐間字西二九四番一地先から 同市高柳字溜井下二五八三番一地先 まで</p>	<p>区 間</p>
<p>六五・七〇 三七・一〇</p>	<p>九・二〇 三四・三〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四〇・〇〇</p>	<p>一四二三・〇〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>旧道の一部は、久喜市に引き継ぐ予定</p>		<p>備 考</p>